

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見 使の事前準備：宝暦十一（一七六一）年『九州筋巡 見旅中文通留』

宮崎，克則
西南学院大学

森，弘子

<https://doi.org/10.15017/7325057>

出版情報：九州文化史研究所紀要. 67, pp.107-157, 2024-03-29. Manuscript Library, Historical
Records Section, Kyushu University

バージョン：

権利関係：



史料紹介

天保九（一八三八）年

九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

——宝暦十一（一七六一）年『九州筋巡見旅中文通留』——

宮崎 克則
森 弘子

【解題】

天保九（一八三八）年、九州を担当した幕府巡見使の大久保勘三郎は、七十年前の宝暦十一（一七六一）年に派遣された巡見使の手紙を写した。それがここで紹介する史料である。表紙に「大久保勘三郎 扣（控）」とある。現在、長崎歴史文化博物館の「山口文庫」（二四―二四号）にある。「山口文庫」は、長崎県壱岐の郷土史家山口麻太郎（一八九一―一九八七年）収集の刊本・写本・文書記録類であり、彼は、大正十年に折口信夫によって民俗学を知り、柳田国男に入門、昭和八年に壱岐出身の電力王松永安左衛門（一八七五―一九七一年）の援助で「壱岐郷土研究所」を開設、歴史・考古・民族など郷土資料の収集・調査・研究に専念した。その成果は『壱岐国史』（長崎県壱岐郡町村会、一九八二年）として刊行されている。ただし、山口がどこから宝暦十一年『九州筋巡見旅中文通留』を入手したのかは不明である。これには、江戸を出発した巡見使やその用人たちが、途中の御三家尾張藩や京都所司代・大坂町奉行など、

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

そして九州の大名や家老たちへ宛てた手紙が載っている。

巡見使は概ね將軍の代替わりを契機に、旗本三人一組で全国を八ブロックに分けて派遣された。最後の派遣となった天保九（一八三八）年は、一代將軍の徳川家斉→二代家重への交代を契機とする。九州へ派遣された巡見使の旗本たちは、

正使	曾我又左衛門	使番	二〇〇〇石
副使	大久保勘三郎	小姓組	一二〇〇石
目付	近藤勘七郎	書院番	一四〇〇石

であり、彼らは大名の領地とともに、長崎など主要な幕府領も視察した。総勢はそれぞれの従者を含めると一〇〇〇人ほど。これに付き添いの現地の庄屋たち、警備のための藩役人などが加わった大行列だった。大久保は紀行文を残しており、すでに史料紹介している。⁽¹⁾その他、大久保の従者の紀行文、各藩の対応書なども紹介した。⁽²⁾大久保は、宝暦巡見使がどこの誰に、どのような内容の手紙を送ったのか、事前に写して準備したのである。

江戸幕府の公式の歴史書『続徳川実紀』によると、大久保ら三人は天保九年三月十五日に江戸城で暇を与えられた。

使番平岩七之助。曾我又左衛門。黒田五左衛門。西城小姓組片桐鞆負。右大將殿小姓組大久保勘三郎。中根伝七郎。西城書院番三枝平左衛門。右大將殿書院番近藤勘七郎。岡田左近は諸国巡見の事命ぜられ。いとま下さる。

曾我・大久保・近藤が江戸を出発したのは四月一日。彼らの大まかな行程を【図1】にしめす。閏四月があった

から、約七か月の九州巡見だった。『続徳川実紀』には大久保たちの他に、平岩・片桐・三枝も暇をもらったことが記されている。彼ら三人は九州の一部を巡見した。それは豊前国と豊後国だった。天和元（一六八二）年から豊前・豊後は四国ブロックに含まれており、この地を廻った片桐の紀行文が残っている。⁽⁴⁾

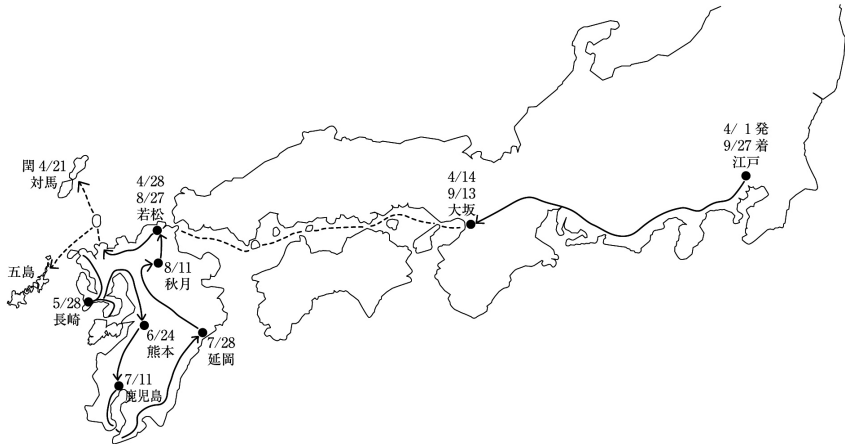
天保巡見使の七七年前、宝暦十一（一七六一）年に九州を担当した旗本は、

正使	青山七右衛門	使番	一二〇〇石
副使	神保帯刀	小姓組	一一〇〇石
目付	花房兵右衛門	書院番	六〇〇石

であり、彼らの江戸発は二月二十七日。⁽⁵⁾ 天保巡見使より約一か月ほど早い出発だった。巡見コースはほぼ同じなので、【図1】と同様のコースを通ったと考えられる。江戸を出発して約七か月の九州巡見であり、夏の暑いときに鹿児島を廻ることになる。巡見使に任命された旗本たちは、概ね五〇歳以下の者たちであるが、駕籠に乗って巡見するとはいえ、過酷な

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

【図1】天保9（1838）年巡見使の道程



〔注〕 森弘子・宮崎克則「天保9年 幕府巡見使の従者日記（1）——立野良道『西海道日記』1・2・3・4巻」（『西南学院大学博物館研究紀要』5号、2017年）、同「天保9年 幕府巡見使の従者日記（2）——立野良道『西海道日記』5・6・7巻」（西南学院大学『国際文化論集』32-1号、2017年）より作成した。

旅であった。幕府が編纂した大名や旗本たちの家譜集『寛政重修諸家譜』（文化九年完成、二卷一二九頁）にある神保帯刀忠能（三七歳）について、

宝暦九年九月四日遺跡をつぐ、十一年正月二十八日仰をうけて青山七右衛門成存、花房兵右衛門正路とともに西国を巡見し、八月三日より同隊の士と共に本城のつとめとなるといへども、忠能猶巡視して薩摩国にあり。二十九日かの地にをいて死す。年三十七。法名印了。薩摩国出水郡の成願寺に葬る。妻は川勝権之助隆雄が女。

とあり、彼は巡見中に鹿児島で死去した。墓は「薩摩国出水郡の成願寺」にあるという。残念ながら、成願寺（真言宗）は明治の「廃仏毀釈」で破却され、その寺域すら不明である。⁽⁶⁾

神保の死去について、江戸後期から明治期に編纂された鹿児島藩の『薩藩旧記雜録 追録五』に関連記事がある。⁽⁷⁾それによると、巡見使一行は、宝暦十一年六月二十二日、熊本藩との境に位置する鹿児島藩「出水米之津」へやってきた。その後は阿久根・加治木・帖佐を通り、六月二十八日に城下町鹿児島へ着いた。そして「重豪迎之客屋接待」とあるから、八代藩主の島津重豪（二七四五～一八三三年）と面会し接待を受けた。そして喜入・指宿・山川を通じて、七月四日に大根占へ渡り、大始良を通過して七月九日に志布志へ着いた。ここで神保は病氣になった。

越九日到志布志、頃日神保氏罹病至是不得巡行、故両使留看病者十日、十九日青山氏・花房氏発志布志到都之城

青山と花房は一〇日ほど志布志にいて、神保の快復を待っていたが、良くなかったので、次の巡見地の都^{みやこのじょう}城^{やしろ}へ向けて七月十九日に出発した。その後は日向国を廻り、肥後・筑後国を通過して筑前国秋月藩を巡見、秋月藩が

終わると、九州巡見はほぼ終了するので、秋月から引き返して八月二十七日に鹿兒島の出水へ戻ってきた。その間、神保は「神保氏疾日漸、藥無驗」の状態であったが、彼は八月十日に志布志を出発し、八月十七日に出水へ着いた。八月二十七日、出水で再会した三人の巡見使について、

二十七日再来会出水米之津、看神保氏之病、於是二十九日初發喪葬于成願寺、九月朔日而使出境入肥後

とあり、再会二日後の二十九日に神保の死去を公表している。現代でも、実際の死去日と、公の死去日が異なるのはそれほど珍しくない。神保はすでに死んでいた可能性が高い。同時期の宝暦・安永期、鹿兒島藩家臣の清水盛富が編纂した『三州御治世要覧』⁽⁸⁾には、

一、上使神保帶刀様於志布志病氣、鹿兒島今段々医師被遣候、八月十日志布志立二而、出水之様二被通候、兩上使ハ此中御立、実ハ八月六日於志布志死去、三十七才、同廿九日於出水死去之筋二而候由候

とあり、神保は宝暦十一年八月六日に志布志で死去していた。遺体を藩境の出水まで運び、巡見使青山と花房に見せて、死去を公表したというのが実際であろう。鹿兒島藩主島津重豪はこのことを幕府に報告した。そこには八月二十九日死去と書かれている。『薩藩旧記雜録 追録五』⁽⁹⁾にある。

扣正文在右筆所

巡見上使神保帶刀病氣少々快、八月十日私領日向国諸縣郡之内志布志出立、薩州之内出水米之津迄被相越、彼

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

地え滞在ニ而致薬用候得共不相勝候付、青山七右衛門・花房兵右衛門同廿七日米之津え到着、帶刀容体被見届候、翌廿八日より差重、廿九日死去候、七右衛門・兵右衛門儀去ル朔日領内出立、肥後表え被相越候、此段御届申上候、委細は其御地え差置候家来共可申上候、以上

「宝暦十一年」

九月三日

松平薩摩守

鹿児島藩にとって、將軍の使者である巡見使の死去は初めてのことであった。ここで紹介する宝暦十一年『九州筋巡見旅中文通留』には、巡見使青山の用人伊藤・小林たちが各所に送った手紙があり、神保の一件に関する日付などは、島津重豪による幕府への報告と符合している。

宝暦巡見使の次は、寛政元年（一七八九）に巡見使が九州へやってきた。このときは三人のうち二人が鹿児島で亡くなった。小笠原主膳長知（二〇〇〇石、使番、四四歳）・土屋忠次郎利置（二〇七〇石、小姓組、四〇歳）である。残る竹田吉十郎斯近（八〇〇石、書院番、四七歳）は一人で巡見することになった。次の巡見使派遣の天保九年（一八三八）、巡見使が鹿児島藩出水へやってきたとき、ここに巡見使の墓が三つもあることを、大久保の従者である立野良道が書き留めている。¹⁰

此町を出水町ともいへど出水ハ郷名也、町にいり一丁計にて左へ曲り小坂を上り左右郷士町也、郷士町を三丁計行御本陣也、武本村、出水郡出水郷、高式千三百七拾石余、家数五百軒余、武本村ハ南ノ方高き所郷士町にて山続也、西北の山下に町屋あり、西より東へ長し、南の外三方ハ田地也、此郷に前々の巡見使の墓三ツあり、不思議といふへし、喜多録御代参あり

義勝院殿禪心良雄大居士 寛政元年己酉年七月二十日

故西国巡見御使番小笠原主膳源長知

右石碑 府本村禪宗龍光寺

利性院殿全心置勇大居士 寛政元年己酉年七月廿四日

西国巡見土屋忠次郎平利置

寶乘院殿叡照日到大居士 宝曆十一年辛巳八月廿九日

故巡撫西国使神保帶刀

右御兩人石碑 灰塚

知識村真言宗成願寺

現在、成願寺（真言宗）は「廃仏毀釈」で破却されて無いが、龍光寺（曹洞宗）は現存し、巡見使小笠原の墓も残っている。鹿児島県出水市西之口の国道三二八号線沿いにある墓地に、大きな六地蔵の石塔があり、その写真を前稿「寛政元（一七八九）年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録」『西南学院大学国際文化論集』三八二号）に掲載した。立野が記した碑銘と同じ文字が刻まれている。

天保巡見使の大久保にとって、巡見中の死去はあり得ることであり、どのような手配が必要なのか、宝暦巡見使の手紙を写すことはとても大事な準備であつたろう。

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

注

- (1) 森弘子・宮崎克則「九州へ来た『諸国巡見使』——天保九年巡見使の記録と解説——」（『西南学院大学博物館紀要』四号、二〇一六年）
- (2) 森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記（一）——立野良道『西海道日記』一・二・三・四巻——」（『西南学院大学博物館紀要』五号、二〇一七年）、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記（二）——立野良道『西海道日記』五・六・七巻——」（『西南学院大学国際文化論集』三三二—一號、二〇一七年）、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使への対応書——島原藩『改席御巡見用下調書留書拔』——」（『西南学院大学国際文化論集』三三—二號、二〇一九年）、森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使への対馬藩対応（二）（二）（三）（四）——宗家文書『巡檢上使記録 御勘定奉行所』——」（『西南学院大学国際文化論集』三六一—一號・二號、三七—一號・二號、二〇二一—二三年）、隈裕子・上園慶子・宮崎克則「天保九年 博多で休む幕府巡見使への対応記録——『御巡見使記録』の解説——」（『西南学院大学国際文化論集』三七—一號、二〇二二年）、森弘子・宮崎克則「宝暦十一（一七六一）年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録」（『西南学院大学国際文化論集』三八—一號、二〇二三年）、森弘子・宮崎克則「寛政元（一七八九）年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録」（『西南学院大学国際文化論集』三八—二號、二〇二四年）
- (3) 黒板勝美編『統徳川実紀』二編、三五—一頁（吉川弘文館、一九七六年）
- (4) 森弘子・宮崎克則「天保九年 豊前・豊後の幕府巡見使記録——『江戸ヨリ大坂迄巡行記、豊後巡行記并大坂ヨリ海上豊前迄巡行記』一・二・三巻——」（『西南学院大学国際文化論集』三三一—一號、二〇一八年）
- (5) 森弘子・宮崎克則「宝暦十一（一七六一）年 幕府巡見使を乗せた唐津藩船手の記録」（『西南学院大学国際文化論集』三八—一號、二〇二三年）
- (6) 出水市教育委員会編『出水の史跡と文化財』（出水市教育委員会、再改訂二〇〇二年）
- (7) 『鹿児島県史料』八四八—八五九頁（鹿児島県、一九七四年）

(8) 『三州御治世要覧』(鹿児島県立図書館、一九八四年)

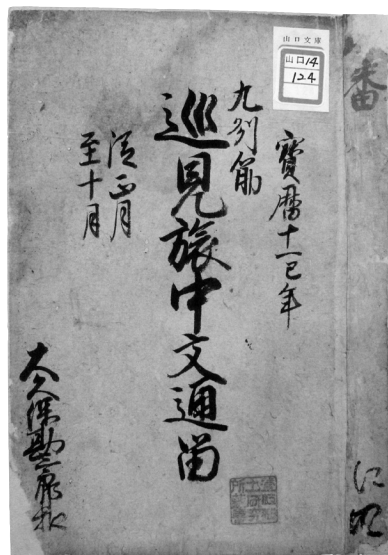
(9) 『鹿児島県史料』八五九頁

(10) 森弘子・宮崎克則「天保九年 幕府巡見使の従者日記(二)——立野良道『西海道日記』五・六・七卷——」(『西南学院大学国際文化論集』三三―一号、二〇一七年)

凡例

- ・ 解説にあたり、用字は原史料のとおりとするが、常用漢字のあるものはこれを用いた。
- ・ 「夕」(より)、「メ」(しめ)は原史料のとおりとした。「ホ」は「等」、「江」は「え」とした。
- ・ 変体仮名は平仮名に改めた。
- ・ 読点「、」、並列点「・」は筆者による。
- ・ 欠字・平出はともに省略した。
- ・ 判読できなかった文字は□とした。
- ・ () 内は筆者による注である。本史料は手紙の写しであるから、判明した宛名の人物の役職名などを記している。
- ・ 朱書きの部分は、(朱書き)と記し、その範囲を「」で示した。
- ・ 誤字と思われる文字は、傍注に(ママ)とした。

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備



【表紙】

宝曆十一年

九州筋

巡見旅中文通留

從正月

至十月

大久保勘三郎 扣

【本文】

〔朱書き〕「越前中奉書」

御国廻
一筆奉啓上候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、且又御手前様弥御勇健被成御勤仕目出度御儀奉存候、然は私共儀為御国廻九州筋え罷越候付、昨廿八日御暇被下置、蒙上意拝領物仕重畳難有仕合奉存候、依之御用相済次第、二月下旬当表出立可仕と奉存候、右之段為可申上捧愚札候、恐惶謹言

花房
神保

正月廿九日

花房兵右衛門
神保帶刀

青山

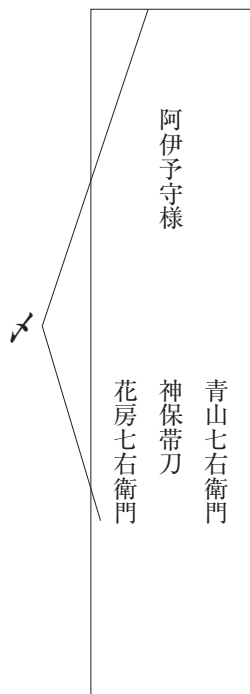
青山七右衛門

京都所司代

阿伊予守様（阿部正右 京都所司代 備前国福山藩主）

参人々御中

〔朱書き〕「封書ノ形、厚大美濃紙二而封」



天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

〔朱書き〕「封／＼如此」

〔朱書き〕「右は御暇被下置候翌日、正月廿九日、伊予守殿え相使衆同道二而、服紗小袖麻上下着、右書状持参、用人え逢右書状頼置」

一筆奉啓上候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、且又御手前様弥御勇健被成御座、目出度御儀奉存候、将又私共儀、為巡見御用九州筋え罷越候二付、昨廿八日御暇被下置、蒙上意拝領物仕、重畳難有仕合奉存候、依之御用相済次第、二月下旬当表出立可仕と奉存候、猶又出立以後、従旅中可申上候得共、先右之趣為可申上捧愚札候、恐惶謹言

正月廿九日

花房兵右衛門

神保帶刀

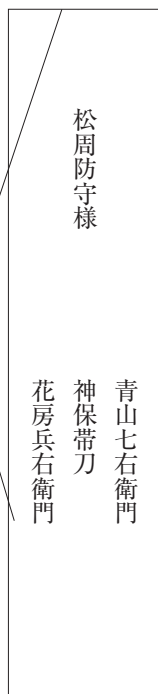
青山七右衛門

松周防守様（松平康福 大坂城代 下総国古河藩主）

参人々御用

大坂城代

〔朱書き〕「上封、大厚美濃紙」



〔朱書き〕「裏ノ封」

〔朱書き〕「右書狀、御暇翌日、正月廿九日、相使衆中申合、三人同道ニ而松周防守殿御宅え、服紗小袖麻上下着用罷越、用人内藤忠右衛門え逢、書狀相頼ム」

御国廻

一筆啓上仕候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、将又御手前様弥御安康被成御勤仕珍重奉存候、然は私共今度為御国廻九州筋え罷越候付、昨廿八日御暇被下置、蒙上意拝領物仕、重畳難有仕合奉存候、依之御用相済次第、二月下旬当表発足可仕と奉存候、尤其御地今直ニ夜船ニ而大坂え罷越候積ニ御座候、猶出立後、從旅中申上候、恐惶謹言

花房兵右衛門

正月廿九日

神保帶刀

青山七右衛門

伏見奉行

久留島信濃守様（久留島光通 伏見奉行 豊後国森藩主）

人々御中

〔朱書き〕「右は御暇相済候翌日之日付ニ而、二月朔日徒使ニ而信濃守殿留守宅え、七右衛門方え為持遣ス」

一筆致啓上候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、将又各様弥御堅固被成御勤珍重奉存候、然は拙者共儀、今度為御国廻九州筋え罷越候ニ付、昨廿八日御暇被下置、蒙上意拝領物仕、重畳難有仕合奉存候、依之御用相済次第、二月下旬当表可致出立奉存候、尤先格之通其御地えは

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

不罷越、直二大坂え罷越候、猶又其節從旅中可得御意候、恐惶謹言

花房兵右衛門

正月廿九日

神保帶刀

青山七右衛門

京都町奉行

小林阿波守様（小林春郷 京都東町奉行）

松前筑前守様（松前順広 京都西町奉行）

人々御中

御国廻

淀川口
旅宿

一筆致啓上候、御両所様益御機嫌克被成御座奉恐悅候、将又各様弥御堅固被成御勤珍重奉存候、然は拙者共儀此度為御国廻九州筋え罷越候付、昨廿八日御暇被下置、蒙上意拝領物仕、重畳難有仕合奉存候、依之御用相済次第、二月下旬当表可致出立奉存候、右從御用先注進状之儀、巡見先領主方々飛脚を以、其御地松周防守殿え差上、取繼飛脚之御序次第、江戸表え被差上被下候様可申上旨被仰渡候ハ、右注進状各様迄進可申候条、其節周防守殿え御届可被下候、尤周防守殿当表発足前申上置候、将又拙者共其御地参着致止宿、翌日淀川口致乗船候積御座候、且其表参着之時分旅宿之儀、三人程近成処二而被仰付置可被下候、乍御世話奉願候、尚出立後、從旅中可得御意候、恐惶謹言

花房兵右衛門

正月廿九日

神保帶刀

青山七右衛門

大坂町奉行

岡部対馬守様（岡部元良 大坂東町奉行）
興津能登頭様（興津忠通 大坂西町奉行）

人々御中

猶以私共召連候人数、別紙書付を進上致候、以上

九州筋

三人之旅宿

一筆致啓上候、而御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、将又貴様弥御堅固可被成御勤珍重奉存候、然は私共儀、為御国廻九州筋え罷越候付、昨廿八日御暇被下置、蒙上意拝領物仕、重畳難有仕合奉存候、依之御用相濟次第、二月下旬当表出立仕、先格之通相廻り、六月頃ニも其表え可罷越候、先例之通私共三人之旅宿、程近成処ニ而被仰付置可被下候奉願候、猶其前旅中分可
得御意候、恐惶謹言

正月廿九日

花房兵右衛門

神保帶刀

青山七右衛門

長崎奉行

大久保土佐守様（大久保忠興 長崎奉行）

人々御中

〔朱書き〕「別紙半切」

覚

青山人数

青山七右衛門人数 三十二人

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

神保人数

神保帯刀人数 三十壹人

花房人数

花房兵右衛門人数 廿七人

右之通召連申候、以上

〔朱書き〕「右京都町奉行・大坂町奉行・長崎奉行え之書状、御暇被下候翌日之日限二而、一兩日之内遣申候」

伏見参着

一筆致敬達候、弥御無事御勤珍重存候、然は拙者共儀今度為御国廻九州筋え罷越候付、二月下旬頃可致発足と存候、尤伏見参着之夜、船二而大坂え罷越候間、船之儀御申付置候様致度頼入存候、尚出立後、旅中々委細之儀可申進候、右為可申入如斯御座候、恐惶謹言

花房兵右衛門

正月廿九日

神保帯刀

青山七右衛門

淀川

角倉与市様

〔淀川「過書奉行」〕

木村宗右衛門様

人々御中

〔朱書き〕「右書状御暇被下候翌日之日付二認、角倉与市飯田町下江戸屋敷へ七右衛門分差遣ス」

浜松藩
九州筋

一筆致啓上候、河内守様（井上正経 老中 遠江国浜松藩主）弥御勇健被成御座目出度御儀奉存候、然
は私儀、此度九州筋為巡見御用罷越候付、今三日御城下止宿仕候処、旅宿迄被成下御使者、其

道筋掃除

上御家来衆御差出被下、道筋御掃除等被仰付、重畳被為入御念候御儀忝仕合奉存候、尤帰府之上参上仕御礼可申上候得共、先各様迄如斯御座候、御序之節宜様御沙汰奉頼候、恐惶謹言

三月三日

青山七右衛門

林猪太夫様

浜松藩

佐々木四郎兵衛様

(浜松藩家老層)

倉橋平格様

吉野三左衛門様

人々御中

以手紙啓上仕候、然は此書状箱一ツ、御便次第江戸表え被遣可被下候奉頼候、此段宜得貴意旨七右衛門申付候間、如此御座候、以上

青山七右衛門内

三月三日

小林忠四郎

伊藤平次

松下五郎左衛門様

〔朱書き〕「右、井上河内守殿御城下遠州浜松泊今同所町奉行え頼遣候書状并手紙控」

宮駅止宿

一筆啓上仕候、然は私儀今度為巡見御用九州筋え罷越候付、今晚宮駅止宿仕候処、從中納言様旅宿迄被成下御使者、一種拝受仕、殊更御船之儀迄被仰付、重畳冥加至極奉存候、帰府之節以

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

参上御礼可申上候得共、夫迄可然御執成被仰上可被下候奉願候、恐惶謹言

三月五日

青山七右衛門

尾張藩

竹越山城守様（竹腰勝起 尾張藩付家老）

人々御中

草津駅

一、三月八日、草津駅泊り差出候書状、左之通り

〔朱書き〕「越前中奉書、上封、大美濃紙」

一筆奉啓上候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、将又御手前様弥御勇健被成御勤仕目出度御儀奉存候、然は私共儀此度為御国廻九州筋え罷越候、右二付去月廿七日江戸表発足仕、今八日草津駅迄到着仕候、明日從大津伏見え罷通、直二大坂え罷越候、右之段為可申上捧愚札候、恐惶謹言

三月八日

花房兵右衛門

神保帯刀

青山七右衛門

京都所司代

阿伊予守様（阿部正右 京都所司代 備前国福山藩主）

参人々御中

〔朱書き〕「右書状認、沓通入状箱二入、上書許名字様、コヨリヒモ、京都町奉行え頼遣ス」

〔朱書き〕「中奉書」

大津 伏見

一筆致啓上候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、将又各様弥堅固被成御勤仕珍重奉存候、然ハ先達而得御意候通、拙者共儀為巡見九州筋え罷越候付、去月廿七日江戸表発足仕、今日草津駅迄致至着候、明日大津分伏見え罷通、直夜船二而大坂え罷越候、且又阿伊予守殿之書状箱壱ツ御届可被下候、奉頼候、右之趣可得御意如此御座候、恐惶謹言

三月八日

神保帯刀

花房兵右衛門

青山七右衛門

京都町奉行

小林阿波守様（小林春郷 京都東町奉行）

松前筑前守様（松前順広 京都西町奉行）

〔朱書き〕「右書状壱通、入状箱え入、所司代え之状箱と壱所ニ致シ、封候而大津御代官松原清左衛門え頼願遣ス」

〔朱書き〕「中奉書、大美濃紙、封シ」

一筆啓上仕候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、次ニ御手前様弥御安康被成御勤仕珍重奉存候、然ハ先達而得御意候通、私共儀巡見為御用九州筋え罷越候、右ニ付去月廿七日江戸表発足仕、今晚草津駅止宿仕、明九日其御地参着仕、夜船二而大坂え罷越候積ニ御座候、右為可得貴意如此御座候、恐惶謹言

大坂

三月八日

神保帯刀

花房兵右衛門

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

青山七右衛門

伏見奉行

久留島信濃守様（久留島光通 伏見奉行 豊後国森藩主）

人々御中

〔朱書き〕「右書状壺通、入状箱二入、コヨリ封」

猶々三人□家来并荷物等別船候付可申候、以上

船之儀

一筆致敬達候、弥御無事御勤珍重存候、然は先達而申達候通、拙者共儀巡見為御用九州筋え罷越候、右二付去月廿七日江戸表発足、今日草津駅致至着、明日伏見え参着、夜船二而大坂え罷越候間、船之儀御申付可被下候、頼入存候、右之段為可申入如斯御座候、恐惶謹言

花房兵右衛門

三月八日

神保帯刀

青山七右衛門

淀川

角倉与市様

木村惣右衛門様（淀川「過書奉行」）

人々御中

覚

一、両掛

三荷

一、合羽籠

三荷

小道具

一、竹馬 三荷

一、乗掛葛籠 拾四

一、跡付 五本

一、布団 五ツ

毛氈布団張并小道具、小付共

一、長持 式棹

一、乗物 壹挺

一、駕籠 式挺

一、人数 上下三拾四人

右は青山七右衛門分

青山
神保・花房

神保帶刀殿・花房兵右衛門殿、人数書等右同断之趣認ル、都合三通也

〔朱書き〕「右書状え、右之趣之別紙書付三通封入」

〔朱書き〕「越前中奉書、上封、大美濃紙」

一筆奉啓上候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、将又御手前様弥御勇健被成御勤仕目出度御儀奉存候、然は私共儀為御国廻九州筋え罷越候二付、去月廿七日江戸表発足仕、今八日草津駅止宿仕、明日伏見え罷越、夫今夜船二而十日朝其御地着船可仕候、且又先達而申上候通、私共從巡見先之注進状之儀、御手前様迄進上可仕候間、御継飛脚御序次第江戸表え被差遣被下候様仕度奉存候、右為可申上捧愚札候、恐惶謹言

夜船

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

花房兵右衛門

三月八日

神保帶刀

青山七右衛門

大坂城代

松周防守様（松平康福 大坂城代 下総国古河藩主）

参人々御中

〔朱書き〕「右書状封□壹通、状箱へ入、コヨリヒモ付、大坂町奉行迄頼遣」

尚以、奥津左京・中根五兵衛方え之書状、是又乍御世話御届可被下候奉頼候、以上

一筆啓上候、両御所様益御機嫌克被成御座奉恐悦候、其表無御別条各様弥御堅固被成御勤仕珍重奉存候、然拙者共儀九州筋為巡見御用罷越候二付、去月廿七日江戸表発足、今晚草津駅止宿仕、明日伏見え罷越、夫今夜船二而明後日其御地え参着可仕候、此段申上候付、松周防守殿え書状箱壹ツ御届可被下候、将又兼而得御意置候通、拙者共参人旅宿之儀、乍御世話被仰付可被下候奉頼候、猶其御地参着之節可得御意候、恐惶謹言

参人旅宿

花房兵右衛門

三月八日

神保帶刀

青山七右衛門

大坂町奉行

岡部対馬守様（岡部元良 大坂東町奉行）

興津能登頭様（興津忠通 大坂西町奉行）

人々御中

大坂御目付

〔朱書き〕「右書狀封候而、大坂御目付代興津左京・中根五郎^(つぐむら)五兵衛之書狀一同狀箱え入、コヨリ封付ル、尤周防守殿えは、書狀箱も頼遣候ニ付、上一所ニ封候而、上書大坂御奉行宛所と認、石原清左衛門へ届候儀頼遣ス」

一筆致啓上候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、次ニ各様弥御堅固被成御在勤弥珍重奉存候、然は拙者共儀此度九州筋巡見御用ニ付、去月廿七日江戸表致発足、今晚草津駅止宿、明日伏見え罷越、夜船ニ而明後日其御地え可致參着候、右可得御意如斯御座候、恐惶謹言

三月八日

神保帶刀

花房兵右衛門

青山七右衛門

興津左京様

〔大坂御目付代〕

中根五兵衛様

人々御中

大坂町奉行

〔朱書き〕「右書狀封候而、大坂町奉行衆狀箱之内え入届候義頼遣ス」

京・大坂・伏見

一筆致啓上候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、隨而貴様弥無御別条可被成御勤珍重存候、將又拙者共儀、此度巡見為御用九州筋え罷越候付、去月廿七日江戸表發足、今日草津駅迄致着候、依之京・大坂・伏見え之書狀相認、別紙目録之通差進候、尤角倉与市・木村宗衛門方えも書狀遣候間、早々御届可被下候、乍御六ヶ敷頼入存候、恐惶謹言

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

三月八日

花房兵右衛門

神保帶刀

青山七右衛門

石原清左衛門様

人々御中

〔朱書き〕「右書状封候而、左之目録書付共状箱二入、コヨリ封」

覚

久留島

一、久留島信濃守殿え書状

一箱

一、小林阿波守殿

一箱

松前

松前筑前守殿

一、岡部対馬守殿

一箱

興津

興津能登守殿

一、角倉与市殿

一箱

角倉

木村宗衛門殿

右之通御請取、御届可被下候、以上

花房兵右衛門

三月八日

神保帶刀

青山七右衛門

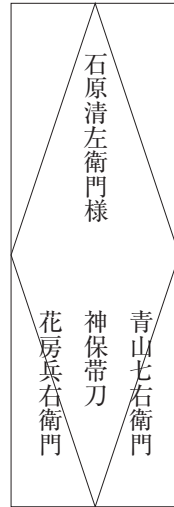
草津宿

石原清左衛門様

〔朱書き〕「右書状は、此目錄相添、状箱入、所々え之書状箱一ツニ封候而、油紙包ニいたし、青糸かがり封印付、草津宿問屋招呼、石原清左衛門迄御用之儀申遣候間、早々相届候様用人とも申渡、請取書取之」

〔朱書き〕状箱表、差札付

〔朱書き〕同裏



大坂御船手

一、三月十日、大坂御船手え遣候書状、左之通

乗船

一筆致啓上候、両御所様益御機嫌被成御座奉恐悦候、次ニ貴様弥御堅固被成御在勤珍重奉存候、然は拙者共儀九州筋巡見為御用、今日当表致着、明十一日川口へ致乗船候、右可得御意如是御座候、恐惶謹言

花房兵右衛門

三月十日

神保帯刀

青山七右衛門

林籐四郎様 (大坂御船手)

人々御中

〔朱書き〕「右書状壹通、入状箱、旅宿え申付差遣ス」

大坂旅宿

一、三月十日、大坂旅宿え朝六時過着ニ付、先格之通向々え使者ヲ以届申遣ス、口上左之通私共九州筋え巡見為御用罷越候ニ付、今十日当表着仕候、此段御届申上候

右は御城代、大御番頭、御目付えは大手張番所へ使者差遣、口上申込、此使者七右衛門分遣ス

京橋口

一、京橋口御城番両所え之届、使者口上右同断、此使者七右衛門分遣ス

町奉行役所

一、町奉行役所え届、口上右同断、此使者神保帯刀・花房兵右衛門分遣ス

大坂町奉行

一、今日、大坂町奉行御役宅え相使同道ニ而罷越、左之通口上書致持参

旅宿

先達而得御意候通、拙者共今日当表致参着候、旅宿之儀何角と御世話共忝奉存候、右御礼旁致伺公候、尤明日当表川口分致乗船候積ニ御座候、尚又明日為御知可得御意候、将又私共巡見相仕廻帰府之節、又々当表旅宿之儀被仰付置可被下候、尚其節御用先分以書状可得御意候、以上

青山七右衛門

三月十日

神保帯刀

花房兵右衛門

乗船前

一、同十一日、今日乗船前、御城代・大御番頭・御城番・御目付え、昨日之通七右衛門分以使者乗船出立届申達ス、口上左之通

出船

昨日御届申候通、私共儀九州筋為巡見御用罷越候ニ付、今日番所川口分_{下上}船乗、日和次第出船

仕候、此段御届申上候

一、町奉行衆兩人えは、昨日之通、相使衆兩人分乗船届使者遣ス、口上右同

一、右之通、諸向届等相仕廻候内、荷物等旅宿え、亭主・用達之町人共え用人共分申談、人足為差出、有馬中務大輔殿船方役人、且巡見掛り役人村上左市・石田勘助え掛合、荷物乗船え積入相済、則川船二而川口迄参、乗船也

有馬中務大輔

江府発足

貴札拜見仕候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦、随而御手前様弥御勇健被成御座、弥珍重之御儀奉存候、将又私儀、先月廿七日江府発足仕、此節無滞渡海仕候、依之為御尋被成下御書翰被為入御念候御儀、忝仕合奉存候、右貴報為可申上如斯御座候、恐惶謹言

三月廿日 青山七右衛門

福岡藩

松筑前守様 (黒田継高 筑前国福岡藩主)

参貴報

若松

家来退、御札致拜見候、然は拙者儀海陸無滞、今日筑前国若松致上陸候、為御尋被仰付越候二而、御紙面之趣被入御念候御事御座候、右為御報如斯御座候、恐惶謹言

三月廿七日 青山七右衛門

松浦直記様

松浦内膳様

山鹿三郎左衛門様

(肥前国平戸藩家老層)

平戸藩

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

志自岐十郎左衛門様

御報

貴札拝見仕候、然は七右衛門^{（マツ）}案否為御尋被仰下候趣、則以御紙上申聞候処、御直答被得御意候、
將又御別紙被仰下候趣、是又為申聞候処、被入御念候御儀、尚又宜得貴意旨申付候、右貴答為
可申上如此御座候、恐惶謹言

三月廿七日

伊藤平治

小林忠次郎

（巡見使青山七右衛門の用人）

巡見使用人

松浦直記様

松浦内膳様

山鹿三郎左衛門様

志自岐十郎左衛門様

貴報

深江駅

貴札拝見仕候、然は七右衛門儀今般九州筋巡見就御用、今日深江駅え被致止宿候処、為御見廻
被仰聞候御紙上之趣、則為申聞候処、被入御念候之御事忝存候、右貴報宜得貴意旨申付如斯御
座候、恐惶謹言

四月二日

伊藤平治

小林忠次郎

唐津藩

土井内藏允様

小杉長兵衛様

小杉平馬様

(肥前国唐津藩家老層)

堀九郎右衛門様

貴答

右同文答、同日

熊沢庄右衛門様

立花金太夫様

貴報

右同文、同日

伊藤権兵衛様

加藤三太夫様

榎玄蕃様

貴報

貴札拝見仕候、弥御安泰被成御座珍重御儀奉存候、然は七右衛門儀無滯是迄到着仕候付、被仰聞候御紙上之趣為申聞候処、被入御念御儀忝被奉存候、右貴報宜申上申付如此御座候、恐惶謹言

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

四月日

伊藤平治

小林忠次郎

平田将監様

多田監物様

俵平磨様

島雄八左衛門様

参貴答

呼子乗船

貴札拝見仕候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、随而御手前様弥御勇健被成御座、珍重之御儀奉存候、将又船儀從呼子乗船仕候、段々無滯渡海仕候二付、為御尋御書翰被成下被為人御念候御儀忝仕合奉存候、右貴報為可申上如斯御座候、恐惶謹言

四月日

青山七右衛門

佐賀藩

松信濃守様（鍋島重茂 肥前国佐賀藩主）

参貴報

九州筋巡見

忝州・対州

一筆啓上仕候、弥御勇健被成御座、珍重御儀奉存候、然私儀、此度九州筋巡見御用、從呼子浦御船二而忝州・対州・五島・平戸迄無滯渡海着岸仕候、御示之儀、何角と御叮嚀被仰付候之御事、誠以忝仕合奉存候、尤帰府之節、以参上可申上候得共、先御礼申上度如斯御座候、恐惶謹言

五月九日 青山七右衛門

土井大炊頭様 (土井利里 肥前国唐津藩主)

参人々御中

渡海

一筆致敬達候、弥御堅固御勤珍重奉存候、先頃其表罷通候節は得御意大慶候、将又從呼子浦御船二而渡海、忒州・対州・五島・平戸迄無滞着岸大慶存候、御船之義御礼申上度、大炊頭殿之以書状得貴意候間、江府え御便之節、御進達之義頼入存候、恐惶謹言

五月 青山七右衛門

土井内蔵允様

小杉長兵衛様

(肥前国唐津藩家老層)

小杉平馬様

堀九郎右衛門様

人々御中

船中役人

尚以、曲測八郎兵衛方・近藤安兵衛方、其方船中役人中何れも骨折之御事、彼是世話二相成、過分致大慶候、此段も乍御挨拶得御意候、以上

平戸城下

一、五月九日平戸城下へ遣候書状、左之通

尚以、先達而得貴意候通、私共三人旅宿之儀、程近成所二而被仰付之可被下候、乍御世話奉頼候、以上

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

一筆致啓上候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、将又貴様弥無御障可被成御勤珍重存候、然は先達而得貴意候通、為御国廻九州筋え罷越候二付、当二月廿七日江戸表致発足、先格之通相廻り、今九日肥前国平戸城下致止宿候、此上相滞義無御座候得共、来ル十四日頃其御地参着可仕と奉存候、右之段可得御意如斯御座候、猶参着之節可得御意候、恐惶謹言

花房兵右衛門

五月九日

神保帯刀

青山七右衛門

長崎奉行

大久保土佐守様（大久保忠興 長崎奉行）

人々御中

〔朱書き〕「右書状壱通、白木状箱入、油紙包、差札付、青糸かがり封印、松浦肥前守殿分付廻り役人近藤丈右衛門え相届給候様、用人共今申談相渡ス」

一筆奉啓上候、殿様益御機嫌能被為遊御座恐悦至極奉存候、然は今般長崎表え被為遊御下向候二付、御逗留中御用達私共相勤候様、於御役所被仰渡難有仕合奉存候、乍恐右之趣申上度捧愚札候、御序之刻御前宜御執成奉願候、恐惶謹言

三月四日

中尾縫右衛門

（長崎の用達）

若杉善右衛門

長崎用達

御用人御衆中様

御狀致披見候、然は今般七右衛門義巡見就御用、其表え罷越候付、逗留中諸事用向之義も有之節、相達候様於御役所被仰渡候旨、依之示之趣令承知、則申聞候処入念候儀、猶又宜申入旨被申付候、恐惶謹言

五月九日

伊藤平次

(巡見使青山七右衛門の用人)

小林忠次郎

若杉善右衛門様

中尾縫右衛門様

御報

未奉得貴意候得共一筆啓上仕候、各様益御勇健可被遊御勤仕珍重御儀奉存候、然は今般、殿様長崎表え被為遊御下向候二付、御逗留中御用達私共相勤候様、於御役所被仰渡、難有仕合奉存候、不調法之私共儀、万端被懸御目被召仕被下候様奉願候、乍憚右之趣為可申上捧愚札候、恐惶謹言

三月廿四日

中尾縫右衛門

若杉善右衛門

御用人御衆中様

御狀致披見候、弥御息才珍重存候、然は今般七右衛門義為巡見御用、其表え罷越候付、逗留中諸事用向相達候様、於御役所被仰渡候旨、依之御紙面之趣、委細被入御念候事御座候、猶参着

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

之節可得御意候、右御報如此候、恐惶謹言

五月九日

伊藤平次

小林忠次郎

若杉善右衛門様

中尾縫右衛門様

御報

貴札拝見仕候、然は七右衛門儀無滞致巡見候ニ付、為御見廻被仰聞候御紙上之趣、則為申聞候
処、被入御念候御儀忝被存候、右貴報宜申上旨申付候間、如斯御座候、恐惶謹言

六月朔日

伊藤平次

（巡見使青山七右衛門の用人）

小林忠次郎

巡見使用人

彦坂與次右衛門様

戸田十兵衛様

戸田三左衛門様

鳥居左兵衛様

関庄兵衛様

間瀬新兵衛様

戸田源兵衛様

参貴報

御参勤

熊本藩

球磨表

貴札拝見仕候、両御所様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、随而御手前様御儀、四月五日江府御着、同十五日御参勤之御礼被仰上候旨、重畳日出度御儀奉存候、将又私義、巡見御用相勤候御儀御座候、委細被為入御念候御紙上之趣忝仕合奉存、猶歸府之節参上仕、御礼可申上候、右貴答為可申上如此御座候、恐惶謹言

六月廿日

青山七右衛門

細越中守様（細川重賢 肥後国熊本藩主）

参貴答

御札致拝見候、然は拙者儀、球磨表巡見相済、今日御領分え致止宿候二付、被仰聞候御紙面之趣入御念儀忝存候、右為御報如斯御座候、恐惶謹言

六月廿日

青山七右衛門

長岡帶刀様

長岡助右衛門様

有吉大膳様

（肥後国熊本藩家老層）

清水縫殿様

三測志津磨様

長岡少進様

御報

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

御飛脚

貴札拝見仕候、然は七右衛門儀、無滞致巡見候ニ付、被仰聞候御紙面之趣、則為申聞候処忝被存候、然は江府之御飛脚御到来御座候処、七右衛門留守之私共之状箱壺被成御到来候ニ付、態々以御急便為御持被遣之、御世話之御儀忝次第奉存、右落手仕候、右貴報為可申上如斯御座候、恐惶謹言

六月廿九日

伊藤平次

小林忠次郎

小野若狹様

柳河藩

矢島周防様（筑後国柳河藩家老層）

立花内膳様

貴答

日向国美々津

〔朱書き〕「日向国美々津え来ル返事」

島津又吉郎

御口上書拝見仕候、如仰此間は初而得貴意大慶仕候、弥御堅勝被成御勤仕珍重奉存候、然は、先達而御渡被申候御問書之趣、島津又吉郎様御知行所御役人中え早速被仰遣、御答書為御認御別紙三通被遣之、落手仕候、尤帯刀殿・兵右衛門殿え被遣候御答書も、御一所二被遣之、落手仕候、則相達可申候、委細被仰聞候之趣七右衛門え申聞候処、入御念候御事被存候、此段宜及御答旨申付候、以上

七月廿五日

伊藤平次

佐土原藩

小林忠次郎

伊集院吉左衛門様（日向国佐土原藩家老層）

七右衛門案否

貴札拝見仕候、如仰秋暑御座候得共、弥御堅勝被成御座珍重之御義奉存候、然ハ七右衛門案否
為御尋向被仰聞候趣、則申聞候処、被入御念候義忝被存候、宜及貴報旨申付如斯御座候、恐惶
謹言

七月廿七日

伊藤平次

（巡見使青山七右衛門の用人）

小林忠次郎

熊本藩

大洞弥一兵衛様（肥後国熊本藩家臣）

貴報

神保帶刀 浮腫

志布志

御別紙拝見仕候、弥御堅勝被成御座珍重御儀奉存候、然ハ当月中旬頃ニハ、御領内エ七右衛門
挨拶可申哉と思召候旨、御尤之御事奉存候、兼而ハ左様之積ニ御座候処、薩摩守様御領内ニ而
風雨等ニ而逗留も有之、其上神保帶刀殿浮腫被相煩、日向国志布志逗留被致養生候、依之去十
九日、七右衛門・兵右衛門殿ニハ志布志被致出立、無滞今日延岡御城下ニ被致止宿、此上相滞
義無御座候得ハ、来月二日頃ニハ御領内エ入込可被申哉と奉存候

少々快方

一、帶刀殿義も、此間便御座候処、少々快方御座候由申来候、尤候得共、快氣次第被致出立、御
領内筋エ被相越候筈ニ御座候、乍去未出立之義ハ難計奉存候、尚又委細ハ無程期貴顔可申上
候、右貴報為申上如是御座候、以上

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

七月廿七日

伊藤平次

小林忠次郎

大洞弥一兵衛様

貴札拝見仕候、然は七右衛門義無滯致巡見候二付、被仰聞候御紙面之趣、則為申聞候処、被入御念候御義忝被存候、右貴報宜申上旨申付如斯御座候、恐惶謹言

八月五日

伊藤平次

小林忠次郎

柳河藩

矢島周防様（筑後国柳河藩家老層）

貴報

瀬高

御別紙拝見仕候、帰路御領分瀬高通行之節も御手前様被成御出候由、則為申聞候処、御太儀と存候、就夫被入御念候御紙上之趣承知仕候、且又幾日頃御領分え可被参哉可申上旨、是又承知仕候、来ル十日二も御領分え参可被申哉と奉存候、併此節御用共有之候二付、少々日限延引可仕義も難計奉存候、先凡之処申上候、左様思召可被下候

神保帯刀病氣

一、神保帯刀殿病氣二付、日向国志布志二被相越被致養生候、依之此節は七右衛門・兵右衛門殿兩人致通行候、此段も為御心得申上候、以上

八月五日

伊藤平次

小林忠次郎

矢島周防様

大津止宿

御札致拜見候、然は拙者義段々巡見相済、昨晚到大津致止宿候付、被仰聞候御紙面之趣、入御
念義忝存候、右為御報如是御座候、恐惶謹言

八月六日

青山七右衛門

長岡帶刀様

長岡助右衛門様

熊本藩

有吉大膳様

(肥後国熊本藩家老層)

清水縫殿様

三洲志津磨様

長岡少進様

御報

山鹿駅

貴札拜見仕候、如仰残暑強御座候得共、弥御安康被成御座珍重御儀奉存候、此節も御付廻り被
成御勤候由、昨日山鹿駅迄御出被成候旨御太儀御事奉存候、先達而御領分巡見之節は、彼是御
世話被成忝次第奉存候、就夫段々御細書之趣被入御念候御儀奉存候、是又七右衛門安否御尋被
仰聞、則為申聞候処忝被存、宜御挨拶可得貴意旨申付候

隈府町

一、今晚隈府町泊、明晩山鹿、八日関町へ致止宿候て、九日瀬高へ可罷越と思召候由、然処未御
用も有之候間、御領内へ罷越候日限は相定難、得貴意奉存、左様思召可被下候

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

帶刀殿病氣

瀬高

志布志

柳河藩

大津町

江戸留守

帶刀殿不快

宰府

御祭礼

一、関町泊ニ候ハ、原町休可申哉之旨承知仕候、急度休は相立申間敷候、別而御取繕之義御無用可被成候、只今迄之通御手当ニ而随分可然奉存候

一、帶刀殿病氣ニ而被相殘候ニ付、何方ニ而待合候哉、又は無構致通行候哉、跡ハ帶刀殿被參候ハ、日外頃瀬高通行と申義、御承知被成度由被仰聞候処、今以帶刀殿病氣同篇ニ而、日州志布志出立之義相知不申候、依之日積等義凡之所も難得貴意御座候、左様思召可被下候、猶貴顔可申上候、右為貴報如斯御座候、恐惶謹言

（目付なし） 小林忠次郎

竹迫五郎兵衛様（筑後国柳河藩家臣）

貴報

〔朱書き〕「八月七日期、大津町泊ル着」

貴札拝見仕候、如仰残暑御座候得共、弥御安康被成御座珍重御儀奉存候、然ハ七右衛門儀段々巡見相済候ニ付、被仰聞候御紙面之趣忝被存候、然ハ江戸留守同役共ハ油紙包小箱壹ツ、巡見先之相達被下候様御頼申上候候付、江戸御留守居衆ハ差越候付、則求、油紙包一ツ為御持被遣之、毎度御世話之御儀忝落手仕候、且又此間貴報申上候御領内ハ參候儀、御承知被成度之由、就夫帶刀殿不快ニ而致保養候付、日向国志布志逗留、彼之地出立之様子承候而肥後御領ニ而待合も可被致候間、当月末ニも可相成哉之趣得貴意候処、当月廿一日ニ至り、御領内入込宰府致止宿候而ハ、廿二日ハ廿五日迄同所御祭礼之内ニ而參詣人も多御座候ニ付、差支相成申候段、尤帶刀殿・兵右衛門殿えも可申達旨、委細被仰聞候趣承知仕候、則御紙上ヲ以申聞候処、右日

限之儀被致承知候、何れにも此義は、従是追而可被得御意候由御座候、左様思召可被下候、右為貴答如斯御座候、恐惶謹言

八月七日

伊藤平次

(巡見使青山七右衛門の用人)

小林忠次郎

福岡藩

伊藤権兵衛様(筑前国福岡藩家臣)

貴報

瀬高

貴札拝見仕候、如仰残暑強御座候得共、弥御安康被成御座珍重御儀奉存候、一昨日は於山鹿駅得貴意大慶奉存候、然は、明十日弥瀬高え被相越候哉、御領境まで御手前様為御迎被成御越候由、委細被仰下候趣承知仕候、明日弥瀬高止宿之積被致出立候、夫共若大雨等二候ハ、可被致滞在候哉、併此分御座候ハ、明朝当所可被致出立候、左様思召可被下候、右貴報為可申上如此御座候、恐惶謹言

八月九日

小林忠次郎

竹迫五郎兵衛様(筑後国柳河藩家臣)

貴報

対馬渡海

牛津駅

貴札拝見仕候、弥御安康被成御座珍重御儀奉存候、将又七右衛門安否為御尋御紙上之趣、則申聞候処、忝被存候、如仰最前対馬渡海御領内通路二付而は、万端得貴意大慶仕候、然は長崎奉行大久保土佐守様え差遣候状箱、御領内於牛津駅、御手前様え御頼被申候処、早速長崎表え被

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

差遣被下候由、則右御家来衆之請取手形被遣之、段々被入御念候御紙上之趣、御世話之御儀共忝承知仕候、右貴報為可申上如斯御座候、恐惶謹言

八月十一日

伊藤平次

小林忠次郎

佐賀藩

井原忠右衛門様（肥前国佐賀藩家臣）

貴報

猶以本紙一通御返被成落手仕候、且又御本文御書付帶刀殿・兵右衛門殿えも被遣候儀二御座候由、承知仕候、已上

孝人

貴札拝見仕候、然は最前御領内巡見之節、於寺井被申達候孝人之御書付御調被成候二付、御別紙被遣之、則御紙上ヲ以申聞候処、御書付被致落手候、此段宜進貴報可申旨申付如斯御座候、恐惶謹言

八月十一日

伊藤平次

小林忠次郎

井原忠右衛門様

貴報

秋月

一筆啓上仕候、弥無御障可被成御座珍重珍重御儀奉存候、此間分御船え被成御出候由承知仕御太儀奉存候、然は七右衛門・兵右衛門殿、秋月二而帶刀殿待合罷在候处、帶刀殿事道中分病氣

薩州米之津

打返之、以之外不被相勝、薩州米之津え罷越様子見届申候付、明日秋月被致出立候、依之御船は未間も可有之候、左様可被成御心得候、尚又米之津へ委細以書状可得貴意候得共、先此段為御心得得貴意候、恐惶謹言

八月廿日

伊藤平次

小林忠次郎

村上左市様

石田勘助様

尚以碇とは難得御意候得共、先は来月十日前後迄は、往返相懸り可申哉と奉存候、左様御心得可被成候、猶追而以書中可得貴意候、以上

〔朱書き〕「△印 滞在二付、七右衛門・兵右衛門容体為見届罷越候風聞御聞被成候二付、委細被仰聞候趣承知仕り、成程帶刀殿義志布志出立、米之津迄 ○」

猶以、御端書之趣被入御念候御儀、承知仕候、已上

神保帶刀

米之津 秋月出立

貴札拝見仕候、弥御堅勝ニ被成御座珍重御儀奉存候、然は神保帶刀殿事、当月十日志布志出立之处、薩州米之津迄被相越候处、病氣不相勝同所逗留二付、七右衛門・兵右衛門様子為見届明廿一日秋月出立、米之津え相越候、今朝先触も差出候、猶又御領内休泊別紙書付懸御目候

一、御領内巡見も相済候義、病氣為見届相越候二付、兩人通行之節往返共決而御出役之御方等不及御出候間、左様御心得可被下候、人馬等は先触之通、宿々無間違被仰付可被下候、右之趣宜及貴意旨申付候、取込罷在、兩人方々之貴報乍略儀一紙得貴意候、恐惶謹言

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

八月廿日

富永善右衛門

（巡見使花房兵右衛門の用人）

田中市太夫

伊藤平次

小林忠次郎

（巡見使青山七右衛門の用人）

熊本藩

大洞弥一兵衛様（肥後国熊本藩家臣）

米之津出立

佐敷泊

貴札拝見仕候、然は兩人米之津出立之儀被仰聞、先触符出候通、明朝日爰許出立水俣迄罷越、明後日佐敷泊、其上は此間之通被致旅行候、左様思召被下候、明日は御用向有之候間、出立昼頃之積り御座候、甚取込、用事計貴報申上候、恐惶謹言

八月廿九日

田中市太夫

伊藤平次

小林忠次郎

大洞弥市兵衛様

貴報

尚以、御状之趣兩人え為申聞候処、被入御念候御儀、宜得貴意候様申付候、已上

秋月
帰路

貴札拝見仕候、秋冷罷成候得共、弥御堅勝被成御座珍重御儀奉存候、然は帶刀殿就病氣、薩州表被相滞候、依之七右衛門・兵右衛門殿、彼之地え從秋月被相越候儀、被成御承知候由、然処今般帰路二付、先達而七右衛門方え被成御出候孝人之御書付、帶刀殿二も、一同帰路二候ハ、

佐賀藩

御出可被成と御仕立被成候由、委細被仰聞、具ニ承知仕候、然処別紙ニ申上候通之仕合故、右之御書付、最早御出シ被成候ニおよひ不申候間、右帯刀殿用人共えも御状箱御封之俣返進仕候、御落手可被下候、段々御紙上之趣申聞候処、被入御念候御事と被存候、宜様貴報可申上旨申付候如斯御座候、恐惶謹言

九月七日

伊藤平次

(巡見使青山七右衛門の用人)

小林忠次郎

猪(井) 原忠右衛門様 (肥前国佐賀藩家臣)

神保死去

猶以、七右衛門安否御見廻被仰下忝被存候、宜御挨拶被得貴意旨申付如此御座候、以上以別紙得貴意候、神保帯刀殿病氣養生不相叶、八月廿九日被致死去候、為御心得此段得貴意候、以上

九月七日

(差出人・宛名なし)

尚以、御端書之趣致承知候、駿河台へも罷越候節御伝言可申遣候、左様御心得可被成候、以上

御参勤

御札致拝見候、如仰追日秋冷相増候得共、弥無御障珍重存候、然は今般筑前守殿御儀為御参勤、来ル廿六日御国許就御出立、貴様御事弥御供ニ而御出府之由、御在府中御尋も可有之旨、且昨晚当駅致止宿候付、被仰聞候御紙面之趣、入御念儀忝存候、尚御出府之節可得御意候、恐惶謹言

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

福岡藩

九月十日

青山七右衛門

郡和泉守様（筑前国福岡藩家老層）

御報

渡海

貴札拝見仕候、弥御勇健被成御座珍重御儀奉存候、随而私儀無滞渡海仕候二付、為御尋被成下御書翰、被入御念候御儀忝仕合奉存候、右貴報為可申上如此御座候、恐惶謹言

九月廿日

青山七右衛門

福岡藩

松筑前守様（黒田継高 筑前国福岡藩主）

参貴報

渡海

御札致拝見候、弥御堅固珍重奉存候、然は拙者儀無滞致渡海候付、為御見廻御紙面之趣入御念忝奉存候、右為御報如是御座候、恐惶謹言

九月廿日

青山七右衛門

大音彦左衛門様

浦上彦兵衛様

郡和泉様

毛利長右衛門様（筑前国福岡藩家老層）

櫛橋又之進様

吉田式部様

野村太郎兵衛様

御報

秦養可
黒崎表

一筆啓上仕候、冷氣之節御座候得共、弥御堅勝被成御勤仕珍重御儀奉存候、然ハ秦養可老え之書状、先日迄御葉等申請候、御挨拶申進候書状御座候間、宜様為御届可被下候、尤於黒崎表御礼可申進候処、御用多取紛延引仕候、此段乍憚宜様被仰達可被下候奉頼候、右為可得貴意如斯御座候、恐惶謹言

九月廿一日

伊藤平次

小林忠次郎

伊藤権兵衛様（筑前国福岡藩家臣）

人々御中

御葉

一筆致啓上候、弥無御障被成御勤珍重奉存候、然ハ先達而御領内巡見之節ハ、御葉被懸貴意忝被奉存、随而怪少之到ニ如何敷御座候得共、目録之通進上之仕候、誠右御挨拶之印御座候、此段宜得貴意候、七右衛門申付如斯御座候、恐惶謹言

九月廿一日

伊藤平次

小林忠次郎

福岡藩医

秦養可様（筑前国福岡藩医）

人々御中

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

江戸留守

去ル十七日の貴札拝見仕候、然は江府留守の之状箱式ツ、船中御達被下候様御国許へ被仰遣候
二付、以飛船被遣之、御世話之御儀忝落手仕候、此段宜及貴報旨申付如斯御座候、恐惶謹言

九月廿一日

伊藤平次

小林忠次郎

樋口仁兵衛様

奥山次部左衛門様

貴報

大坂川口

一、九月廿八日大坂川口着船、翌廿九日朝、大坂旅宿へ上陸、止宿、当春之趣向々え使者ヲ以届
申遣ス、尤口上左之通、七右衛門・兵右衛門、一使両口上

私共儀、九州筋巡見御用無滞相仕廻、去ル十四日筑前国黒崎致出船、今廿九日当御地致

上陸、明晦日爰許致出立候、此段御届申上候

右は御城代・大御番頭、御目付えは大手張番所え使者差出、口上申込、御城番両所えは京橋口
迄使者差出

但、御目付えは、右之趣口書ニ認差遣ス、左之通

口上之覚

拙者共儀、九州筋巡見御用無滞相仕廻、去ル十四日筑前国黒崎致出船、今廿九日当御地

九州筋巡見

致上陸、明晦日爰許致出立候、右之段以使者得御意候、已上

九月廿九日

花房兵右衛門

青山七右衛門

駒井角右衛門様

布施孫兵衛様

一、両町奉行衆えは、兵右衛門殿々以使者、前書之通口上申遣候、且旅宿世話之挨拶申遣ス
一、京都所司代并其外え之書状差出ス、左之通

枚方通行
草津

一筆啓上候、公方様益御機嫌能被成御座奉恐悦候、其御地御城内御別条無御座御手前様
弥御勇□□成御勤仕目出度御儀奉存候、然は□□九州筋為巡見□□候、右国は相替儀無
御座、物静御座候、去ル十日迄巡見相仕廻、今廿九日大坂え上陸仕、明晦日枚方通旅行
仕、伏見え止宿仕、明後日草津駅止宿仕候、右之段為可申上捧愚札候、恐惶謹言

九月廿九日

花房兵右衛門

青山七右衛門

京都所司代

阿伊与守様（阿部正右 京都所司代 備前国福山藩主）

参人々御中

一筆啓上候、公方様益御機嫌能被成奉恐悦候、其御地無御別条、各様弥御堅固可被成御勤
仕珍重奉存候、然は拙者共儀九州筋為巡見御用相廻候、国々相替儀無御座、去ル十日迄巡見相

天保九（一八三八）年 九州へ派遣された幕府巡見使の事前準備

大坂表

仕廻今廿九日大坂表致上陸、明日枚方通伏見致止宿候、依之阿伊予守殿え之書状箱一ツ、乍御世話御届可被下候奉頼□□得御意如斯御座候、恐惶謹言

九月廿九日

花房兵右衛門

青山七右衛門

京都町奉行

小林阿波守様（小林春郷 京都東町奉行）

松前筑前守様（松前順広 京都西町奉行）

人々御中

一筆啓上仕候、公方様益御機嫌克被成御座奉恐悦候、将又御手前様弥御安康被成御座珍重御儀、然は私共儀、九州筋為巡見御用相廻候、国々相替儀無御座、去ル十日迄巡見相仕廻、今廿九日大坂表上陸仕、明晦日枚方通、其御地え止宿仕候、右之段為可得貴意如斯御座候、恐惶謹言

九月廿九日

花房兵右衛門

青山七右衛門

伏見奉行

久留島信濃守様（久留島光通 伏見奉行 豊後国森藩主）

人々御中

一筆致啓達候、弥御無事御務珍重存候、然は拙者共儀、巡見御用相仕廻、去十日大坂致着候、依之京都・伏見え之書状箱差遣申候、早々御届可被下候、乍御六ヶ敷頼入奉存候、恐惶謹言

九月廿九日

花房政右衛門

青山七右衛門

角倉与市様

木村宗衛門様
(淀川「過書奉行」)

人々御中

〔朱書き〕「右は所司代并京都町奉行、伏見奉行え之書状、銘々状箱、白木ナリに入、油紙包、差札付、所司代之書状箱は京都町奉行状箱え一所二封し入仕立、角倉与市方え頼遣ス、但、右状箱は大坂町宿え申付遣ス」

宮駅

一筆啓上仕候、然は私儀、九州筋巡見相仕廻、帰府仕候二付、今日宮駅相泊候処、從宰相様旅宿迄被成下御使者冥加至極奉存候、帰府之節以參上御礼可申上候得共、夫迄可然様御執成被^(マ)被^(マ)仰上可被下候奉願、恐惶謹言

十月四日

青山七右衛門

尾張藩

成瀬隼人正様 (成瀬正泰 尾張藩付家老)

人々御中

〔朱書き〕「右之通相認、御使者之方迄届給候様、手紙相添、宿主え申談、相届させ候事」

十月六日

遠州浜松

一、遠州浜松二而河内守殿城下え役人等出候得共、自分母之忌二相成候間、其段相断、役人え面談も不致、尤河内守殿御方え之札状差出不申候